

【一般事務】

令和3年1月採用 基山町臨時的任用職員募集

問 総務企画課 行政係 ☎92-7915

町では正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

※地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の被保険者になります。

■採用候補者名簿登録について

一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録します。採用候補者名簿登録の有効期間は、令和3年1月4日から令和3年3月31日とします。臨時的任用の必要が生じた際に、登録者の中から採用します。

▽登録予定人数 一般事務…若干名

■採用について

募集職種	採用予定人員	任用期間	受験資格	勤務日数・時間	給料	勤務先
一般事務	1名	令和3年1月4日から6か月 ※任用期間は更新する場合があります。	パソコン（ワープロ及び表計算ソフト）の操作ができる方（学歴不問）	午前8時30分～午後5時15分 （休憩は正午から午後1時まで） ※業務の都合により、時間外勤務、休日出勤もあります。 ※年次有給休暇等の諸休暇があります。	月額146,100円を基準に経歴により、この額以上になることがあります。（上限は、月額188,700円） ※この他に期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当等の諸手当を支給。	基山町役場

▽申込書の請求方法

申込書・採用試験実施要綱は、総務企画課行政係で交付します。郵便請求の場合は、封筒の表に『臨時的任用職員採用試験申込書請求』と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒（A4サイズの入る大きさ）に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽申込書の提出方法

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申し込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、総務企画課行政係までご提出ください。郵送で申込みの場合は、封筒の表に『臨時的任用職員採用申込み』と朱書きし、必ず書留郵便でお送りください。

▽受付期間

10月1日（木）～10月30日（金）（土・日曜日・祝日を除く）※郵送の場合は、10月30日（金）必着

▽試験について

日時 11月中旬 午前9時00分開始予定

場所 役場3階会議室予定 ※日時・場所等については決定次第、受験者に直接ご連絡します。

内容 面接試験、作文試験、適性検査、パソコン操作試験

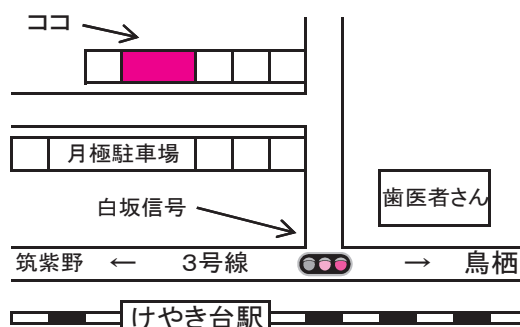
基山町ホームページ（<http://www.town.kiyama.lg.jp/>）で要綱等をご覧ください。

もとざくら
デイサービス 本桜

楽しく通って、ちょっと気分転換に、お泊りも
できます。介護が必要な方も大丈夫です。
ご家族もほっと一息しませんか？



基山町本桜1673番地98
TEL 0942-85-9991



有料広告

第3回 全国瞬時警報システム

10月7日（水）全国一斉情報伝達試験を実施します

問 総務企画課 防災係 ☎92-7915

地震・津波・武力攻撃などの発生時に備え、下記のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（J-アラート）を用いた試験で、基山町以外の地域でも試験が行われます。町では、全国瞬時警報システム（J-アラート）から送られてくる国からの緊急情報を町民の方へ伝えるために、防災行政無線の放送による情報伝達手段の試験を実施します。試験放送の実施について、ご理解とご協力をお願いします。

▽ J^{ジェイ}-アラートとは

地震・津波や武力攻撃などの発生時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報を伝達するシステムです。

▽試験実施日時

10月7日（水）午前11時頃

▽試験放送内容

防災行政無線のスピーカーから、
右記の内容が一斉放送されます。

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、J^{ジェイ}-アラートのテストです」
※3回繰り返す
- ③ 「こちらは基山町です。」
- ④ 下りチャイム音

公務員の方へ

「子育て世帯への臨時特別給付金」申請はお済みですか？

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

現在、町では「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」【公務員の方】の申請を受け付けています。申請がお済でない方は期限までにご申請ください。（郵送申請可）

▽支給対象者

令和2年3月31日（新高校1年生の児童等の場合は2月29日）時点で、基山町にお住まいの公務員の方で、職場から児童手当を受給していた方（特例給付を除く）

▽対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童（新高校1年生の児童等の場合は3月分）

▽給付額（1回限り） 対象児童1人につき1万円

▽申請について

所属庁（勤務先）から支給対象であることの証明を受けた申請書に、記入・捺印のうえ裏面に申請者名義の口座がわかる書類（通帳又はキャッシュカードのコピー）を貼付し、役場こども課へ郵送又は窓口にご提出ください。

▽申請期限

令和2年11月30日（月）まで ※ただし、郵送申請の場合は11月30日（月）必着とさせていただきます。

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手續きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手續き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノート作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のため出張相談も承ります。